

(資料 20) 平成 22 年度 広報・成果普及等業務計画

I 目的

環境問題への国民の関心はますます高まり、環境問題を正しく理解するために必要な信頼性の高い情報が求められている。このため、当研究所の活動が幅広い層の国民に正しく理解されるとともに、信頼に足る環境研究の中核機関であると認識されることが極めて重要である。

このような状況の中、第 2 期中期計画に掲げた「研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進」の趣旨を踏まえ、体系的で効果的な広報活動を一層推進するとともに、第 3 期中期計画における有効で効率的な広報活動のあり方を定めることを目的として、平成 22 年度広報・成果普及等業務計画（以下、「広報計画」という。）を策定する。

II 活動方針

平成 22 年度は第 2 期中期計画の最終年度であることから、今期中期計画における研究成果を踏まえ、メリハリと実効性のある広報活動を行う。

また、それぞれの広報手段の特質を活かし、幅広い対象に対して、研究活動の現状及び研究成果の内容を分かりやすい言葉で伝えるよう努めるとともに、環境の保全に関する情報を収集・整備し、国民が容易に利用できる形に整理した上で提供する。

これまで着実に実績を積み上げてきた一般公開や公開シンポジウムを継続して実施する。その実施に当たっては、一般公開に関しては広報委員会の下に設置した一般公開実行委員会において、公開シンポジウムに関してはセミナー委員会が中心となり、各ユニットとの調整・連携を行うことにより効果的に実施する。サイエンスキャンプやエコライフフェアなどのイベントについては、それぞれ必要な工夫を行いつつ、より効果的な広報活動となるように努める。また、地域に根ざした研究所としての役割と責任を念頭に広報活動を進める。

以上に加え、今期中期計画における広報活動に関する項目の実施状況を検証し、その結果を次期中期計画の広報活動に反映する。

III 業務内容

以下の項目を柱として、業務の推進に努めるものとする。

1. マスメディアやインターネットを通じた情報の提供

- ア. 研究活動の状況や研究成果については、時機を失することなく、正確で興味深い情報としてマスメディア（プレスリリース）、インターネット等を活用して積極的に発信する。
- イ. インターネットの特性を活かし、利用者との双方向的な情報交換にも留意した迅速かつ頻繁な情報提供に努める。また、次期中期計画を踏まえた研究所ホームページを、そのスタート時に適切にアップ出来るように準備を進める。
- ウ. ホームページから有用なデータ等をダウンロードできる項目を充実し、幅広い主体への研究成果の提供を念頭に置いたコンテンツ作成を行う。
- エ. 収集データを分かりやすく解析・加工したコンテンツ、社会的に関心の高いテーマについて、研究成果等を踏まえ、分かりやすく解説するコンテンツ、子ども向けのコンテンツ等の拡充を進める。

2. 刊行物等を通じた研究成果の普及

対象に応じた刊行物、パンフレット等を作成し、研究活動・研究成果の解説・普及に努める。

ア. 研究報告、特別研究報告、業務報告

イ. 年報（日本語版・英語版）

ウ. 最新の研究成果を分かりやすく解説した研究情報誌「環境儀」（年4回）、「国立環境研究所ニュース」（年6回）

エ. 各種パンフレット・ニュースレター 等

これらの発行に当たっては、テーマ、配布先、配布のタイミング等を検討し、情報の共有化を図るとともに、体系的かつ効果的な研究活動・研究成果の普及に努める。

また、平成23年度の第3期中期計画スタートを控え、次期中期計画の議論も踏まえて、新しい研究所概要パンフレット（日本語版、英語版）等の作成を進める。

3. 研究成果の国民への普及・還元

環境問題に対して、科学的に解明されている範囲を分かりやすく説明することにより社会における情報不足に対する不安を取り除くとともに、現状で最良と考えられる解決策を提示する。

ア. 公開シンポジウム(研究成果発表会)を東京及び京都において開催するほか、4月17(土)と7月24(土)につくば市において一般公開を開催する。一般公開の開催に当たっては、4月は概ね高校生以上を対象に研究成果の発信を中心とし、7月は対象年齢や施設によらない全ユニット参加による研究所の公開として実施する。

イ. 各種イベント、プログラムへの参画

(ア) シンポジウム、ワークショップ等の開催又は積極的な参加に努める。

(イ) 若い世代に環境研究の面白さを伝えるための各種プログラムに積極的に参画する。

(ウ) 環境省とも連携し、環境保全を広く国民に訴えるエコライフフェア等のイベントに積極的に参画する。

ウ. 視察者・見学者の対応

(ア) つくば本部構内等の視察・見学については、可能な限り、見学者等の要望に応え、充実した見学となるように努める。

(イ) 見学者等に対する情報提供手段の充実の一手法と考えられる常設展示室設置については、委託調査の結果も参考に、当研究所の現状を踏まえ、更に検討を進める。

4. 環境教育及び環境保全の取組の推進

サイエンスキャンプ、理数博士教室等の体験学習プログラムや出前レクチャー等の環境教育推進に資するプログラムに積極的に取り組む。

5. 広報体制の整備に関する事項

広報活動を適切に進めるため、適宜広報委員会等を開催しその意見を聴くほか、広報活動の方向を俯瞰的視点から継続的に示すため、広報委員会の下に少人数のワーキンググループを設置し、外部専門家の知見も活用しつつ広報体制の強化・整備を進める。

6. 海外広報の推進

国連気候変動枠組条約締約国会議、生物多様性条約締約国会議をはじめとした主要な国際会議におけるサイドイベント等の開催や研究所に関する英文資料の配付、大使館や国際機関への情報発信などを通じて、正確な情報の積極的な提供に努める。

また、英文ホームページを充実することにより、研究所の活動状況・成果内容の海外への積極的な情報発信に努める。

更に、海外におけるマスコミの現状、報道情報の把握に努め、その結果を踏まえ、研究所情報を海外へ積極的に発信する。

7. 第3期中期計画における広報活動のあり方の検討

平成22年度は第2期中期計画の最終年度であることから、専門家の知見の活用も念頭に、これまでの広報活動の検証を行う。また、次期中期計画に関する懇談会・運営システムに関する第3ワーキンググループにおける検討の結果も踏まえ、第3期中期計画における実効性のある広報活動のあり方について検討する。

【参考】広報活動の基本方針

国民の環境保全への関心の高まりに応え、環境問題に関する正確な科学情報と研究活動の現状を発信するため、以下の基本方針に基づき、広報活動を実施する。

- すべての職員が広報の意義・必要性を十分認識し、積極的に取り組む意識の向上を図ること。
- 広報活動の対象主体・目的に応じて伝えるべき内容、レベル、方法を適切に選択するとともに、新たな広報手段・手法の検討を進めること。
- 環境研究の専門知識を持たない主体に対しては、インタープリテーション機能(翻訳・解説機能)の強化を通じて、分かりやすい後方に心がけること。
- プレスリリース等の有効な活用などによりマスメディアへの露出度を高めること。
- 当研究所に関連するホームページを始めとするインターネット等のメディアを有効・適切に利用すること。
- 公開シンポジウム、一般公開の開催等を通じ、研究活動・研究成果の積極的な発信に努めること。
- 双方向コミュニケーションに配慮し、広報ニーズの把握に努めること。
- 外部専門家の意見も聴取して、広報活動のパフォーマンスを定期的に評価するとともに、それをフィードバックさせ、より効果的な広報活動となるように努めること。
- 環境教育や環境保全活動の推進に資するための広報活動を検討し、実施に努めること。
- 広報活動の企画・実施の体制を拡充・整備すること。